

給水装置工事申込書兼承認申請書の全体を閲覧できる場合

給水装置工事申込書兼承認申請書(以下「申請書」という。)全体を閲覧できる場合は、次の場合に限られます。

- 1 給水装置所有者本人又は水道使用者本人が閲覧等を請求する場合
- 2 給水装置所有者本人又は水道使用者本人から委任を受けた者が、閲覧等を請求する場合
- 3 指定給水装置工事事業者が、自社で設計・施工した申請書の閲覧等を請求する場合
- 4 指定給水装置工事事業者が、給水装置所有者又は水道使用者と締結した工事請負契約書（注文書を含む。）を提示して閲覧等を請求する場合
- 5 宅地建物取引業者が、給水装置所有者と締結した媒介契約書を提示して閲覧等を請求する場合

【請求者の本人確認】

申請書全体の閲覧を請求する場合は、個人情報保護の観点から、請求者の身分証明書の提示を求めます。身分証明書が提示できない場合は、申請書の全体を閲覧できませんのでご注意ください。

【身分証明書の種類】

運転免許証、パスポート等の顔写真が貼られた官公署発行による身分証明書
※顔写真が貼られていない身分証明書については、複数の書類が必要です。

以上